

報告第 6 号

臨時代理した事件(名張市奨学金選考委員会委員の委嘱・任命及び解嘱・解任)の承認について

名張市奨学金選考委員会規程(昭和41年教育委員会規程第23号)第3条の規定に基づく名張市奨学金選考委員会委員の委嘱、任命及び解嘱、解任については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

令和 5年 5月 2日報告

名張市教育委員会
教育長 西山 嘉一

令和5年度 名張市奨学金選考委員名簿

規程第3条	期間	氏名	役職	任命日	委嘱・任命	氏名	役職	理由	解職日
1 市内の高等学校又は高等専門学校 の校長	在職期間 (または交代まで)	水守 智士	名張青峰高等学校長	令和5年4月1日	○	赤塚 久生	名張青峰高等学校長	退任のため	令和5年3月31日
2 市内の中学校の校長	在職期間	山本 和弘	赤目中学校長	令和5年4月1日	○	山崎 博史	北中学校長	委員交代のため	令和5年3月31日
3 副市長	〃	中村 岳彦	副市長	令和4年7月1日					
4 教育長	〃	西山 嘉一	教育長	令和2年4月1日					
5 教育又は社会経済に関する 学識経験者	令和5年4月1日～ 令和8年3月31日	辻 愛	教育委員	令和5年4月1日	○	梶原 久代	元名張高等学校長	任期満了のため	令和5年3月31日

1～4号委員の任期（職に在任する期間）

5号委員の任期（任期3年）再選あり

(趣旨)

第1条 この規程は、名張市奨学金条例（平成23年条例第4号）第14条第2項の規定により名張市奨学金選考委員会（以下「選考委員会」という。）について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 選考委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 名張市奨学金の支給又は貸付を受ける者の選考に関する事。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(定数、選任)

第3条 選考委員会の委員の定数は5名とし、次の各号の区分により教育委員会が選任する。

- (1) 名張市に設置の高等学校又は高等専門学校の校長
- (2) 市立中学校の校長
- (3) 副市長
- (4) 教育長
- (5) 教育又は社会経済に関する学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、前条第5号の規定による委員にあつては3年とし、その他の委員にあつては、当該職にある期間とする。

(委員長)

第5条 選考委員会に委員の互選により委員長を置く。

- 2 委員長は、選考委員会を代表する。

(会議)

第6条 選考委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長が行う。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 選考委員会に関する庶務は、教育委員会教育総務室で行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、昭和41年4月1日から適用する。